

道路の正しい利用について

～安全・快適な道路交通のためご協力をお願いします～

道路は日常の人や車の移動、生活物資の輸送などに利用されているほか、電気・ガス・水道・電話といったライフラインの収容施設としても重要な役割をもっており、我々の生活に欠くことのできないものです。

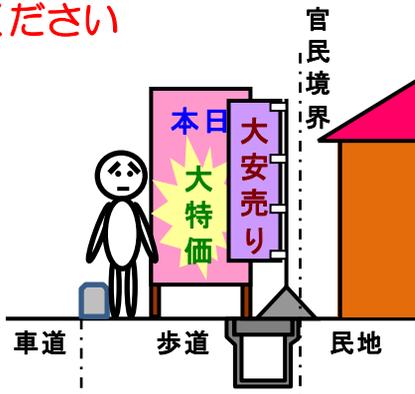
路上に物を置いたり車両を放置したりすると、緊急車両の出入りの妨げとなるほか、通行者の支障になりみんなが迷惑し、事故につながるおそれもあります。

道路はみんなのもので、みんなが安全に気持ちよく道路を利用できるよう、ひとりひとりルールをまもって正しく利用しましょう。

地域住民・道路利用者の皆さまへのお願い

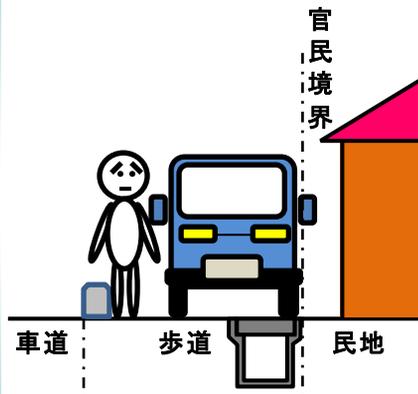
下記の状況・行為については、走行車両や歩行者に支障、危険をおよぼすおそれがあります。安全な通行のため、ご協力をお願いいたします。

●路上にお店の看板などを設置しないでください



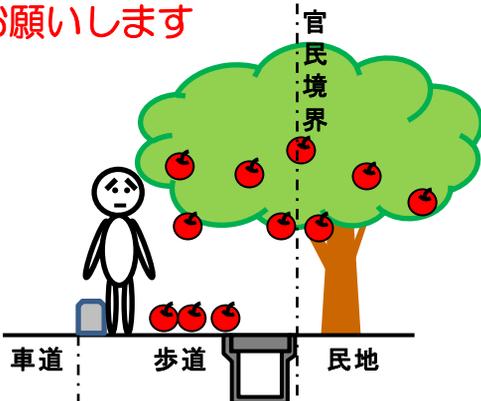
通行の妨げになります

●路上に車両を放置しないでください



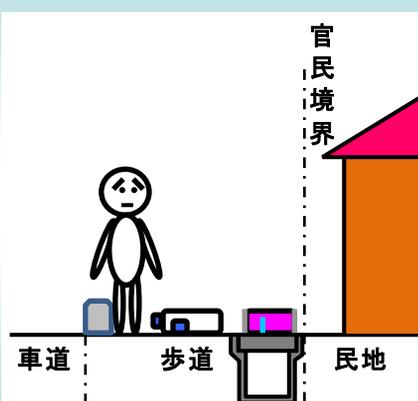
通行の妨げとなります

●道路に伸びてきた木の枝などは剪定をお願いします



ぶつかると事故のおそれがあります

●路上にゴミを捨てないでください



まちの美観を損ねます

道路は「住む人、利用する人の心を映す鏡」とも言われます。安全で快適な道路交通のためには地域住民・道路利用者の皆さまのご協力が必要となります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(お問い合わせ先)

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所
〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396